

随意契約理由書

神戸市

件 名	令和4年度 西神・山手線および北神線 電車重要部検査用部品購入（台車）
契約の相手方	川重車両テクノ株式会社
根 拠 法 令	地方公営企業法 施行令 第21条の14第1項2号に該当

随意契約の理由

電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は、重要部検査は4年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は8年毎となっている。検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。

上記作業で使用する取替部品は形状、寸法、機能、強度等において完全な互換性が必要であるとともに、振動や高温等の鉄道車両特有の過酷な条件下において、長期の使用に耐える高い耐久性と信頼性が必要である。

今回購入する部品の詳細な寸法や熱処理、表面処理等の技術情報は一般に開示されておらず、これらの諸条件を満たす部品を製作・供給できるのは、車両新製時に台車の製作を担当した川崎重工業株式会社以外にはないが、令和3年に同社車両カンパニーが行う事業について川崎車両株式会社に継承された。また、鉄道車両の全般検査・重要部検査、修理、改造等の保守に関わる業務全般について、上記業者に移管しており、今回の購入部品を製作納入できるのは上記業者だけである。

担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係 (電話番号 078-791-6582)
------	------------------------------------------